

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年11月8日

【四半期会計期間】 第60期第2四半期(自 平成28年7月1日至 平成28年9月30日)

【会社名】 株式会社バローホールディングス

【英訳名】 VALOR HOLDINGS CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長 田代 正美

【本店の所在の場所】 岐阜県恵那市大井町180番地の1
同所は登記上の本店所在地で実際の業務は下記で行っております。

【電話番号】 —

【事務連絡者氏名】 —

【最寄りの連絡場所】 岐阜県多治見市大針町661番地の1

【電話番号】 (0572) 20-0860(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役財務経理部長兼情報システム部長 志津 幸彦

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第59期 第2四半期 連結累計期間	第60期 第2四半期 連結累計期間	第59期
会計期間	自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日	自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日	自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日
営業収益 (百万円)	246,927	256,211	497,463
経常利益 (百万円)	7,987	8,403	17,586
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	4,782	5,663	10,759
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	5,137	5,618	11,053
純資産額 (百万円)	95,201	103,729	99,027
総資産額 (百万円)	252,770	267,258	255,916
1株当たり四半期(当期)純 利益金額 (円)	92.74	110.79	208.87
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	92.66	110.73	208.71
自己資本比率 (%)	37.4	38.6	38.5
営業活動によるキャッシュ・ フロー (百万円)	9,510	10,894	22,991
投資活動によるキャッシュ・ フロー (百万円)	△8,851	△8,271	△19,045
財務活動によるキャッシュ・ フロー (百万円)	△682	△398	△6,758
現金及び現金同等物の四半期 末(期末)残高 (百万円)	19,927	19,162	17,103

回次	第59期 第2四半期 連結会計期間	第60期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日	自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	37.94	41.13

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。
2. 営業収益は、売上高と営業収入の合計です。なお、営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社において営まれる事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても、異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間における、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、新興国経済の減速や急速な円高の進行、個人消費の停滞を受け、弱含みの展開となりました。また、英国の欧州連合（E U）離脱決定に伴い、世界経済への影響が懸念されるなど、景気は先行き不透明な状況で推移いたしました。小売業界におきましては、業態を超えた競争の激化や人員の不足感が続くなど、厳しい経営環境が続いております。

このような状況の下、当社グループは中期3ヵ年経営計画の2期目として、スーパーマーケットの既存店強化やインフラの効率的活用を図る「構造改革の推進」、ドラッグストア及びホームセンター事業の業容拡大を目指す「成長ドライバーの育成」、事業会社の成長とガバナンスの強化を促す「組織基盤の強化」に取り組んでまいりました。

その結果、当第2四半期連結累計期間の営業収益は前年同四半期比3.8%増の2,562億11百万円となりました。営業利益は前年同四半期比1.0%増の77億52百万円に、経常利益は前年同四半期比5.2%増の84億3百万円となりました。また、親会社株主に帰属する四半期純利益は前年同四半期比18.4%増の56億63百万円となりました。なお、グループ全体の店舗数は当第2四半期末現在で724店舗となっております。

セグメントごとの業績は次のとおりであります。

<スーパーマーケット（S M）事業>

S M事業の営業収益は1,654億8百万円（前年同四半期比0.2%増）、営業利益は49億31百万円（前年同四半期比5.0%増）となりました。

同事業につきましては、前期までに「バックシステム」としてのインフラ拡充がひとまず終了したことから、「フロント」にあたる店舗競争力や商品力の向上に取り組みました。S Mバローでは、生鮮部門を強化し、品揃えの「幅」と「深さ」を追求した競争力あるフォーマットへの転換を進め、11店舗で改装を行いました。改装を機に販売政策をE D L P（エブリディ・ロー・プライス）へ変更した「S Mバロー滝ノ水店」（愛知県名古屋市緑区）、「S Mバロー関ひがし店」（岐阜県関市）では、生鮮部門を中心に価格訴求力を高め、変化ある売場づくりを進めた結果、客数・客単価ともに増加いたしました。また、インフラを活用した商品開発にも注力し、惣菜の製造・販売を担う中部フーズ株式会社では、自社開発商品のリニューアルを定期的に行い、鶏唐揚げやきんぴらごぼうなどのベーシックな商品の食感や風味を改良しております。

店舗につきましては、S Mバロー2店舗、タチヤ1店舗を開設したほか、平成28年8月に山梨県東部でスーパーマーケット5店舗を展開する株式会社公正屋を子会社化し、当第2四半期末現在のS M店舗数はグループ合計274店舗となりました。S Mバローの既存店売上高は前年同四半期比1.2%減となりましたが、前期から当期にかけて開設した店舗の寄与やインフラの効率改善等により、事業全体で增收増益を確保いたしました。

<ドラッグストア事業>

ドラッグストア事業の営業収益は527億53百万円（前年同四半期比14.4%増）、営業利益は12億94百万円（前年同四半期比0.4%減）となりました。

愛知県・岐阜県を中心に店舗網を拡充し、22店舗を新設、1店舗を閉鎖した結果、当第2四半期末現在の店舗数は322店舗となりました。高水準の出店と併せて14店舗で改装を行い、チルド・冷凍食品の品揃えを拡充いたしました。売場面積約600坪を有する大型店の改装においては競争力の更なる強化を目指し、食品部門の充実や100円均一コーナーの設置により利便性を高めるとともに、化粧品部門で提案型陳列の導入やカウンセリングコーナーの拡張を図るなど、専門性の強化にも努めております。

同事業につきましては、食品部門が引き続き好調に推移したほか、医薬品や化粧品の販売に堅調な動きが見られ、中部薬品株式会社の既存店売上高は前年同四半期比で5.9%増加いたしました。前期から当期にかけて開設した店舗も寄与したものの、診療報酬改定に伴う薬価引き下げや報酬体系の変更が調剤部門の売上高及び売上総利益率に影響し、增收減益となりました。

<ホームセンター(HC)事業>

HC事業の営業収益は248億74百万円（前年同四半期比3.4%増）、営業利益は12億82百万円（前年同四半期比4.9%減）となりました。

同事業においては専門性の強化を図り、園芸・農業資材等が堅調に推移したほか、前期より強化カテゴリーとして位置づけるペット部門も伸張し、HCバローの既存店売上高は前年同四半期比で0.8%増加しました。平成28年9月、岐阜県可児市に「HCバロー可児坂戸店」を開設し、約3,400坪の広大な売場に建築資材などの専門性の高い商材を揃えるとともに、サービス部門を充実させ、自動車タイヤの取付け・保管サービス「タイヤ市場」や生活支援サービス「ベンリーバロー可児坂戸店」を設置いたしました。同店舗の開設に先立ち、近隣の小型2店舗を含む計3店舗を閉鎖し、当第2四半期末現在の店舗数は35店舗となりました。既存店及び前期から当期にかけて開設した店舗が寄与したものの、平成27年10月の持株会社体制への移行に伴う経費負担の増加等により、增收減益となりました。

<スポーツクラブ事業>

スポーツクラブ事業の営業収益は51億64百万円（前年同四半期比6.6%増）、営業利益は3億32百万円（前年同四半期比64.3%増）となりました。

同事業につきましては、低投資かつ月会費を抑えたフィットネスジム「Will_G（ウィルジー）」を中心に会員数が増加したほか、スタッフがサポートするストレッチングなどの有料プログラムが伸張し、增收増益となりました。「Will_G」に集中した出店政策により7店舗を新設し、当第2四半期末現在の店舗数は72店舗となっております。

<流通関連事業>

流通関連事業の営業収益は48億75百万円（前年同四半期比18.3%増）、営業利益は19億21百万円（前年同四半期比2.0%増）となりました。

流通事業に関連するその他のグループ企業では、環境負荷低減に繋がる設備導入を進めたほか、流通事業の規模拡大に的確に対応するためのインフラの改善やサービスレベルの維持向上に努めました。

<その他の事業>

その他の事業の営業収益は31億35百万円（前年同四半期比16.3%増）、営業利益は4億12百万円（前年同四半期比56.2%増）となりました。

その他の事業には、ペットショップ事業、衣料品等の販売業及び保険代理店等が含まれております。ペットショップ事業において出店及び退店はなく、当第2四半期末現在の店舗数は18店舗であります。

なお、当社及び事業会社の総務人事・財務経理・情報システムなどの経営管理業務の効率化と専門知識を有する人材の育成を図るため、平成28年10月に株式会社コアサポートを設立いたしました。持株会社体制への移行目的の一つである、管理機能集約による効率化を更に進めてまいります。

(2) 財政状態の分析

当第2四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末に比べ113億42百万円増加し、2,672億58百万円となりました。これは主に棚卸資産24億33百万円及び有形固定資産52億87百万円の増加によるものであります。

負債は、前連結会計年度末に比べ66億40百万円増加し、1,635億29百万円となりました。これは主に、買掛金22億61百万円及び社債31億40百万円の増加によるものであります。

純資産は、前連結会計年度末に比べ47億2百万円増加し、1,037億29百万円となり、自己資本比率は38.6%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べ20億58百万円増加し、191億62百万円（前年同四半期比3.8%減）となりました。これはフリー・キャッシュ・フロー（営業活動によるキャッシュ・フローから投資活動によるキャッシュ・フローを差し引いたもの）が26億22百万円の収入となったこと及び財務活動によるキャッシュ・フローが3億98百万円の支出となったことによるものであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により得られた資金は、前年同四半期に比べ13億83百万円増加し108億94百万円（前年同四半期比14.6%増）となりました。これは主に、たな卸資産の増加23億24百万円及び法人税等の支払が34億99百万円の支出があったものの、税金等調整前四半期純利益が82億70百万円及び減価償却費61億91百万円の計上によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、前年同四半期に比べ5億79百万円減少し82億71百万円（前年同四半期比6.6%減）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出74億39百万円及び差入保証金の差入による支出7億53百万円の支出によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は前年同四半期に比べ2億83百万円減少し3億98百万円（前年同四半期比41.6%減）となりました。これは主に、長期借入金による収入56億70百万円及び社債の発行による収入が99億47百万円があったものの、長期借入金の返済による支出73億64百万円、社債の償還による支出70億円及び配当金の支払9億71百万円によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容は次のとおりであります。

会社の支配に関する基本方針

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

上場会社である当社の株券等については、個人株主、機関投資家の皆様等による自由な取引が認められているため、当社取締役会は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主全体の意思により決定されるべきであり、当社株券等に対する大量買付行為に応じて当社株券等を売却するか否かの判断も、最終的には当該株券等を保有する株主の皆様の自由な意思によるべきものと考えます。

しかしながら、近年のわが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大量買付提案又はこれに類する行為を強行する動きも見受けられます。こうした大量買付行為の中には、対象会社の企業価値の向上及び株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社及び関連会社（以下、「当社グループ」といいます。）が保有する幅広いノウハウと豊富な経験、並びに顧客・取引先及び従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等を十分に理解し、当社の企業価値及び株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならぬと考えております。

従いまして、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付提案又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えております。

II. 基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要

(1) 企業価値の源泉

当社は創業時より企業理念を綱領として定めており、その全文は以下のとおりです。

「綱領」

バローグループの全社員は実業人としての自覚を持ち、地域社会の繁栄と社会文化の向上に寄与せんことを期す。このために一人一人は「誠」をモットーとして業務に当たり、創造、先取り、挑戦の姿勢で目標を高く掲げ、強い団結の下に英知と努力をもって徹底的に力闘するものなり」

この企業理念は創業者から現在の全ての役職員に受け継がれ、当社グループの企業経営、経営戦略の礎となっております。当社グループは、社会情勢、経済情勢、当社グループの状況等に最も相応しい戦略で経営を行っております。当社グループは、創業以来50余年、一貫して増収を続けており、永年に亘って増益基調の業績で推移しているのもこの企業理念の実現を目指した経営戦略の成果であると認識しております。従って当社企業集団の企業価値の源泉はこの企業理念であると言えます。

(2) 企業価値向上に資する取組み

上記の企業理念に基づき、当社は、①新規出店による企業規模拡大、②「製造小売業」への取組み、③「現場力強化」、の3点に注力し一層の企業価値向上を図っております。

中でも新規出店による企業規模拡大を最も重要な戦略として位置づけ、規模拡大のもたらす様々なマスメリットを追求するため、積極的な出店戦略を推進しております。その一方で、生産者や製造者、中間業者の機能を取り込む「製造小売業」への取組み強化による収益性の一層の向上、更には規模拡大や収益性向上を支えている営業店舗の接客力、販売力といった「現場力」の強化にも取り組んでおります。

この「規模拡大」、「製造小売業」、「現場力強化」という3つの歯車をバランスよく巧みに組み合わせることにより、一層の企業価値を創造してまいります。

(3) コーポレート・ガバナンスの取組み

当社のコーポレート・ガバナンスは、①的確で迅速な意思決定、②充実した経営監視体制、③経営の透明性の3点を基本としております。

企業理念を熟知した取締役14名（監査等委員である取締役4名を含む。うち社外取締役3名。）で構成される取締役会による迅速な意思決定に対して、監査等委員4名により監視するとともに、社長直下に専任者のみによる監査室を設け内部統制状況の監視を行う体制を整備しており、いずれも適切に機能しております。更に経営の透明性を図るため、広報IR専任者を置き社内情報の適切な開示を行っております。

III. 本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容の概要

当社は、当社株券等に対する大量買付けがなされた際に、当該大量買付けに応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、また当社取締役会が株主の皆様のために代替案を提示し、大量買付者と交渉を行うこと等を可能とするために必要な情報や時間を確保することが必要と考えております。

当社は、上記の理由により、平成26年6月26日開催の当社第57期定時株主総会において、「当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）への更新について、株主の皆様のご承認を得ました。なお、当社は、平成23年6月24日開催の当社第54期定時株主総会において株主の皆様のご承認を得て、有効期間を平成26年3月期に関する定時株主総会の終結の時までとする「当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下「旧プラン」といいます。）を導入しており、本プランは、旧プランの有効期間の満了に伴い、所要の修正を加えたうえで更新されたものであります。

本プランは、大量買付者に対し、本プランの遵守を求めるとともに、大量買付者が本プランを遵守しない場合、並びに大量買付行為が当社グループの企業価値及び株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合の対抗措置を定めており、その概要は以下のとおりです（なお、本プランの詳細につきましては、当社のホームページ（<http://www.valorholdings.co.jp/>）で公表している平成26年5月9日付プレスリリース「会社の支配に関する基本方針の改定及び当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の更新に関するお知らせ」をご参照ください。）。

(1) 本プランに係る手続の設定

本プランは、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、大量買付者による当社株券等に対する20%以上の買付等が行われる場合に、当該大量買付者に対し、事前に当該大量買付行為に関する情報の提供を求め、当社が、当該大量買付行為についての情報収集・検討等を行う期間を確保した上で、株主の皆様に当社取締役会の代替案等を提示したり、当該大量買付者との交渉等を行ったりするための手続を定めています。

(2) 大量買付行為に対する対抗措置

大量買付者が大量買付行為を行うにあたり、本プランにおいて定められた手続に従わない大量買付行為がなされる場合や、かかる手続に従った場合であっても当該大量買付行為が当社グループの企業価値及び株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合には、当社は、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、原則として新株予約権を株主の皆様に無償で割り当てるものです。

本プランに従って割り当てる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）には、①大量買付者及びその関係者による行使を禁止する行使条件や、②当社が本新株予約権の取得と引換えに大量買付者及びその関係者以外の株主の皆様に当社株式を交付する取得条項等を付すことが予定されております。

本新株予約権の無償割当てが実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者及びその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

(3) 独立委員会の設置

本プランに定めるルールに従って一連の手続が進行されたか否か、及び、本プランに定めるルールが遵守された場合に当社グループの企業価値及び株主共同の利益を確保し又は向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行いますが、その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置します。独立委員会は3名以上5名以下の委員により構成され、公正で中立的な判断を可能とするため、委員は、社外取締役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者及び他社の取締役、監査役、執行役又は執行役員として経験のある社外者等の中から当社取締役会が選任するものとします。

(4) 情報開示

当社は、本プランに基づく手続を進めるにあたって、大量買付者が出現した事実、大量買付者から情報を受領した事実、取締役会の判断の概要、独立委員会の判断の概要、対抗措置の発動又は不発動の決定の概要、対抗措置の発動に関する事項その他の事項について、株主の皆様に対し、適時適切に開示いたします。

IV. 本プランの合理性（本プランが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由）

本プランは、以下の理由により、上記Ⅰの基本方針の実現に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

1. 買収防衛策に関する指針（経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」）の要件等を完全に充足していること
2. 企業価値及び株主共同の利益の確保又は向上を目的として更新されていること
3. 株主意思を重視するものであること
4. 独立性の高い社外者（独立委員会）の判断の重視
5. 対抗措置発動に係る合理的な客観的要件の設定
6. 独立した地位にある第三者専門家の助言の取得
7. デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	200,000,000
計	200,000,000

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成28年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成28年11月8日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	52,661,699	52,661,699	東京証券取引所 市場第一部 名古屋証券取引所 市場第一部	単元株式数は100株で あります。
計	52,661,699	52,661,699	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、平成28年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減額 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成28年9月30日	—	52,661	—	11,916	—	12,670

(6) 【大株主の状況】

平成28年9月30日現在			
氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
農林中央金庫	東京都千代田区有楽町1丁目13番2号	2,542	4.82
株式会社十六銀行	岐阜県岐阜市神田町8丁目26番地	2,536	4.81
公益財団法人伊藤青少年育成奨学会	岐阜県多治見市大針町661番地の1	2,400	4.55
田代正美	岐阜県可児市	1,571	2.98
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	1,495	2.84
伊藤友子	岐阜県恵那市	1,360	2.58
株式会社子雲社	岐阜県恵那市大井町293番地の10	1,326	2.51
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	1,256	2.38
CBNY-ORBIS SICAV(常任代理人シティバンク銀行株式会社)	31, Z. A. BOURMICH, L-8070 BERTRANGE, LUXEMBOURG(東京都新宿区新宿6丁目27番30号)	1,222	2.32
中部エージェント株式会社	岐阜県恵那市大井町293番地の10	1,103	2.09
計	—	16,816	31.93

- (注) 1. 所有株式数の千株未満の株数及び発行済株式総数に対する所有株式数の割合の小数点第3位以下は、切り捨てて表示しております。
 2. 上記のほか、当社保有の自己株式1,532千株(2.91%)があります。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成28年9月30日現在			
区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,532,500	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 51,074,700	510,747	—
単元未満株式	普通株式 54,499	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	52,661,699	—	—
総株主の議決権	—	510,747	—

② 【自己株式等】

平成28年9月30日現在					
所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社パローホールディングス	岐阜県恵那市大井町180番地の1	1,532,500	—	1,532,500	2.91
計	—	1,532,500	—	1,532,500	2.91

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成28年7月1日から平成28年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成28年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	17,247	19,401
受取手形及び売掛金	6,348	7,031
商品及び製品	30,774	33,285
原材料及び貯蔵品	505	428
その他	11,792	11,069
貸倒引当金	△52	△9
流動資産合計	66,615	71,207
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	89,454	92,142
土地	37,415	37,709
その他（純額）	20,047	22,354
有形固定資産合計	146,918	152,206
無形固定資産		
のれん	173	746
その他	7,125	7,224
無形固定資産合計	7,298	7,971
投資その他の資産		
差入保証金	24,960	25,461
その他	10,349	10,604
貸倒引当金	△225	△192
投資その他の資産合計	35,084	35,873
固定資産合計	189,301	196,051
資産合計	255,916	267,258

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成28年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	35,376	37,637
短期借入金	29,862	31,731
未払法人税等	3,653	2,964
賞与引当金	2,357	2,544
引当金	853	881
資産除去債務	—	8
その他	23,354	18,183
流動負債合計	95,459	93,951
固定負債		
社債	—	10,090
長期借入金	38,483	35,332
引当金	853	845
退職給付に係る負債	2,738	2,908
資産除去債務	5,014	5,330
その他	14,339	15,070
固定負債合計	61,429	69,578
負債合計	156,889	163,529
純資産の部		
株主資本		
資本金	11,916	11,916
資本剰余金	12,713	12,722
利益剰余金	75,841	80,554
自己株式	△2,596	△2,562
株主資本合計	97,875	102,630
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	368	288
繰延ヘッジ損益	△23	△16
為替換算調整勘定	161	172
退職給付に係る調整累計額	26	28
その他の包括利益累計額合計	533	473
新株予約権	52	72
非支配株主持分	565	553
純資産合計	99,027	103,729
負債純資産合計	255,916	267,258

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
売上高	238,300	247,178
売上原価	179,707	186,008
売上総利益	58,593	61,169
営業収入	8,626	9,033
営業総利益	67,219	70,202
販売費及び一般管理費	※1 59,546	※1 62,450
営業利益	7,673	7,752
営業外収益		
受取利息	58	65
受取配当金	10	24
持分法による投資利益	—	97
受取事務手数料	437	462
受取賃貸料	496	318
その他	752	645
営業外収益合計	1,755	1,614
営業外費用		
支払利息	395	367
持分法による投資損失	9	—
不動産賃貸原価	742	251
その他	294	344
営業外費用合計	1,441	963
経常利益	7,987	8,403
特別利益		
固定資産売却益	3	12
違約金収入	12	8
その他	2	2
特別利益合計	18	23
特別損失		
固定資産売却損	0	0
固定資産除却損	8	49
減損損失	162	4
その他	187	102
特別損失合計	359	156
税金等調整前四半期純利益	7,647	8,270
法人税、住民税及び事業税	3,117	2,999
法人税等調整額	△227	△367
法人税等合計	2,889	2,631
四半期純利益	4,757	5,638
非支配株主に帰属する四半期純損失（△）	△25	△24
親会社株主に帰属する四半期純利益	4,782	5,663

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
四半期純利益	4,757	5,638
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	309	△80
繰延ヘッジ損益	△7	6
為替換算調整勘定	69	52
退職給付に係る調整額	9	1
持分法適用会社に対する持分相当額	0	△0
その他の包括利益合計	380	△20
四半期包括利益	5,137	5,618
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	5,126	5,603
非支配株主に係る四半期包括利益	11	15

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	7,647	8,270
減価償却費	5,992	6,191
減損損失	162	4
のれん償却額	79	78
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△24	△58
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	162	125
受取利息及び受取配当金	△69	△81
支払利息	395	367
持分法による投資損益（△は益）	9	△97
固定資産除却損	8	49
売上債権の増減額（△は増加）	△339	△665
たな卸資産の増減額（△は増加）	△1,180	△2,324
仕入債務の増減額（△は減少）	2,135	1,802
その他	△2,393	1,053
小計	12,586	14,715
利息及び配当金の受取額	18	29
利息の支払額	△389	△351
法人税等の支払額	△2,704	△3,499
営業活動によるキャッシュ・フロー	9,510	10,894
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△7,403	△7,439
無形固定資産の取得による支出	△485	△413
差入保証金の差入による支出	△717	△753
差入保証金の回収による収入	262	502
預り保証金の受入による収入	67	181
預り保証金の返還による支出	△155	△123
関係会社株式の取得による支出	△390	—
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	—	△438
その他	△30	213
投資活動によるキャッシュ・フロー	△8,851	△8,271
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	3,966	△16
長期借入れによる収入	2,100	5,670
長期借入金の返済による支出	△5,311	△7,364
社債の発行による収入	—	9,947
社債の償還による支出	△27	△7,000
配当金の支払額	△876	△971
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	—	△17
その他	△533	△647
財務活動によるキャッシュ・フロー	△682	△398
現金及び現金同等物に係る換算差額	△9	△165
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△32	2,058
現金及び現金同等物の期首残高	19,960	17,103
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 19,927	※1 19,162

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
--

(連結の範囲の重要な変更)

第1四半期連結会計期間より、新たに設立した株式会社北信州きのこファームを連結の範囲に含めております。

当第2四半期連結会計期間より、新たに株式を取得した株式会社公正屋を連結の範囲に含めております。

また、当社の連結子会社であった中部開発株式会社を、平成28年6月1日付で当社が吸収合併したため、連結の範囲から除外しております。

(会計方針の変更等)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
--

(会計方針の変更)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用に伴う変更)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日。以下「回収可能性適用指針」という。）を第1四半期連結会計期間から適用し、繰延税金資産の回収可能性に関する会計処理の方法の一部を見直しております。

回収可能性適用指針の適用については、回収可能性適用指針第49項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期連結会計期間の期首時点において回収可能性適用指針第49項(3)①から③に該当する定めを適用した場合の繰延税金資産及び繰延税金負債の額と、前連結会計年度末の繰延税金資産及び繰延税金負債の額との差額を、第1四半期連結会計期間の期首の利益剰余金に加算しております。

なお、当第2四半期連結累計期間における、四半期連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を第1四半期連結会計期間に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当第2四半期連結累計期間における、四半期連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 偶発債務

当社がテナント入店している下記の建物所有者の福井県からの中小企業高度化資金借入金及び金融機関からの借入に対し、連帯保証を行っております。なお、当該連帯保証は複数の保証人の総額で表示しております。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)		当第2四半期連結会計期間 (平成28年9月30日)
福井西部商業開発協同組合 (連帯保証人11名)	407百万円	福井西部商業開発協同組合 (連帯保証人11名)	407百万円
協同組合松岡ショッピングセンター (連帯保証人4名)	39百万円	協同組合松岡ショッピングセンター (連帯保証人4名)	39百万円
織田ショッピングセンター株式会社 (連帯保証人9名)	19百万円		
計	466百万円	計	446百万円

(四半期連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
広告宣伝費	2,998百万円	3,072百万円
ポイント引当金繰入額	784百万円	927百万円
給与及び手当	23,634百万円	24,480百万円
賞与引当金繰入額	2,153百万円	2,306百万円
退職給付費用	305百万円	296百万円
賃借料	9,363百万円	10,405百万円
減価償却費	5,255百万円	5,551百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
現金及び預金勘定	20,070百万円	19,401百万円
預け入れる期間が3ヵ月を超える定期預金等	△143百万円	△239百万円
現金及び現金同等物	19,927百万円	19,162百万円

(株主資本等関係)

I 前第2四半期連結累計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年5月8日 取締役会決議	普通株式	876	17	平成27年3月31日	平成27年6月9日	利益剰余金

2 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年11月5日 取締役会決議	普通株式	877	17	平成27年9月30日	平成27年12月4日	利益剰余金

II 当第2四半期連結累計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年5月9日 取締役会決議	普通株式	971	19	平成28年3月31日	平成28年6月14日	利益剰余金

2 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年11月4日 取締役会決議	普通株式	971	19	平成28年9月30日	平成28年12月6日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第2四半期連結累計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

1 報告セグメントごとの営業収益及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント						その他 (注)	合計
	スーパー マーケッ ト(SM) 事業	ドラッグ ストア事 業	ホームセ ンター(H C)事業	スポーツ クラブ事 業	流通関連 事業	計		
営業収益								
外部顧客への営業収益	165,097	46,112	24,059	4,842	4,119	244,231	2,695	246,927
セグメント間の内部営業収益 又は振替高	1,702	8	162	1	15,291	17,166	184	17,350
計	166,800	46,120	24,221	4,844	19,410	261,397	2,879	264,277
セグメント利益	4,695	1,300	1,348	202	1,884	9,430	263	9,694

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ペットショップの営業、衣料品等の販売業及び保険代理業等であります。

2 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容
(差異調整に関する事項)

(単位：百万円)

利 益	金 額
報告セグメント計	9,430
「その他」の区分の利益	263
セグメント間取引消去	375
全社費用（注）	△2,397
四半期連結損益計算書の営業利益	7,673

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

当第2四半期連結累計期間において「スーパー・マーケット(SM)事業」セグメントでは、閉鎖が予定されている店舗及び営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである店舗について、156百万円の減損損失を計上しております。

また、「ドラッグストア事業」セグメントにおいて、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである店舗について、6百万円の減損損失を計上しております。

II 当第2四半期連結累計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

1 報告セグメントごとの営業収益及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント						その他 (注)	合計
	スーパー マーケッ ト(SM) 事業	ドラッグ ストア事 業	ホームセ ンター(H C)事業	スポーツ クラブ事 業	流通関連 事業	計		
営業収益								
外部顧客への営業収益	165,408	52,753	24,874	5,164	4,875	253,076	3,135	256,211
セグメント間の内部営業収益 又は振替高	1,929	35	259	0	15,216	17,441	687	18,129
計	167,338	52,788	25,134	5,165	20,091	270,518	3,822	274,341
セグメント利益	4,931	1,294	1,282	332	1,921	9,762	412	10,175

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ペットショップの営業、衣料品等の販売業及び保険代理業等であります。

2 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容
(差異調整に関する事項)

(単位：百万円)

利 益	金 額
報告セグメント計	9,762
「その他」の区分の利益	412
セグメント間取引消去	△2,155
全社費用等（注）	△267
四半期連結損益計算書の営業利益	7,752

(注) 全社費用等は、主に関係会社からの配当収入及び報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(のれんの金額の重要な変動)

当第2四半期連結累計期間において「スーパー・マーケット(SM)事業」セグメントでは、株式会社公正屋の全ての株式を取得し、連結子会社としております。なお、当該事象によるのれんの増加額は573百万円であります。

4 報告セグメントごとの変更等に関する事項

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

「会計方針の変更」に記載のとおり、法人税法の改正に伴い、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更したため、事業セグメントの減価償却の方法を同様に変更しております。

なお、当第2四半期連結累計期間における、セグメント利益に与える影響は軽微であります。

(金融商品関係)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(企業結合等関係)

取得による企業結合

(1) 企業結合の概要

①被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社公正屋

事業の内容 スーパーマーケット事業

②企業結合を行った主な理由

株式会社公正屋は、山梨県東部においてドミナント戦略を採用し、地域に密着した食品スーパー5店舗を経営する有力企業です。当社グループは山梨県において、平成27年11月にSMバロー甲府昭和店を開設しておりますが、今回の株式取得によって、当該地域における営業基盤をより強固なものとし、収益改善に繋げる方針です。

③企業結合日

平成28年8月25日

④企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

⑤結合後企業の名称

変更はありません。

⑥取得した議決権比率

100%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式会社公正屋の株式を取得したためであります。

(2) 四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

平成28年9月30日をみなし取得日としているため、当第2四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に被取得企業の業績は含まれておりません。

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	751百万円
取得原価		751百万円

(4) 主な取得関連費用の内訳及び金額

仲介費用等 95百万円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

①発生したのれんの金額

573百万円

②発生原因

主として今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力であります。

③償却の方法及び償却期間

6年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	618百万円
固定資産	1,132百万円
資産合計	1,751百万円
流動負債	1,001百万円
固定負債	571百万円
負債合計	1,573百万円

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
(1) 1 株当たり四半期純利益金額	92円74銭	110円79銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する 四半期純利益金額(百万円)	4,782	5,663
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益金額(百万円)	4,782	5,663
普通株式の期中平均株式数(千株)	51,566	51,115
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額	92円66銭	110円73銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する 四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	47	30
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株 当たり四半期純利益金額の算定に含めなかつた潜 在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があ ったものの概要	平成27年7月27日取締役会決 議の第3回新株予約権 (新株予約権の数2,000個)	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

平成28年11月 4 日開催の取締役会において、平成28年 9 月30日の最終の株主名簿に記載された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

- ① 配当金の総額 971百万円
- ② 1 株当たりの金額 19円00銭
- ③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 平成28年12月 6 日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年11月8日

株式会社バローホールディングス

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 渡辺 真吾 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 倉持直樹 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社バローホールディングスの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成28年7月1日から平成28年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成28年4月1日から平成28年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社バローホールディングス及び連結子会社の平成28年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。